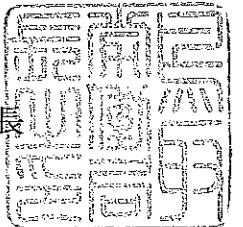


鳥労発基1004第4号
平成30年10月4日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



高純度結晶性シリカの取扱作業に伴う留意点について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、労働者の粉じんばく露防止対策等について、じん肺法（昭和35年法律第30号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）に基づく措置の履行確保を行ってきました。加えて、第9次粉じん障害防止総合対策の推進について（平成30年2月9日付け基発0209第3号）等に基づく対策を推進しているほか、結晶質シリカを安全データシート（SDS）制度の対象化学物質として位置づけ、譲渡・提供者に対して有害情報の提供を義務付けるとともに、製造・取扱事業者に対してリスクアセスメントの実施を義務付けることで、健康障害防止対策の徹底を図っているところです。

今般、半導体封止材の製造において高純度結晶性シリカ（99.0%以上のものをいう。以下同じ。）の微小粒子（平均粒径約1 μmのものをいう。以下同じ。）を取り扱う事業場でじん肺法及び粉じん則に基づく粉じんばく露防止対策等が十分に講じられていなかつたことが原因で、複数の労働者が急性のじん肺（通常よりも極めて短期間でじん肺を発症する事案）を発症しました（別添1）。

高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う際は、事業者は下記に留意の上、より厳密な漏洩防止、粉じんばく露の濃度低減対策等を行う必要があります。

貴会におかれでは、下記の留意点について御了知いただくとともに、傘下の会員をはじめ関係事業者に対して注意喚起いただくとともに、その法令遵守等が徹底されるよう御配慮をお願いいたします。

記

- 1 事業者は、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）



及び粉じん則に定める粉じん作業に労働者を従事させる際には、労働者の健康確保の観点から、じん肺法、粉じん則及び第9次粉じん障害防止総合対策に基づく措置を講じなければならないこと。特に以下の点に留意すること。

- ① 結晶質シリカはじめん肺則及び粉じん則に定める「鉱物等」に該当することから、事業者は取扱状況に応じて局所排気装置の設置等により、十分な粉じんばく露防止措置を講じること（じん肺則別表及び粉じん則別表第一参照）。
- ② 粉じん作業を行う場所に近接する場所での作業についても、温潤化又は発散源の密閉化が十分でないなど粉じんばく露のおそれのある場合には、労働者に十分な防護性能を有する呼吸用保護具を使用させること（参考資料参照）。
- ③ 鉱物の破碎装置の整備等、粉じん作業に該当しない場合でも結晶質シリカへのばく露のおそれの高い作業においては、労働者に十分な防護性能を有する呼吸用保護具を使用させる等の粉じんばく露防止対策が必要であること（「（参考）」参照）。
- ④ 特に、高純度結晶性シリカの微小粒子が発じんする作業を行う場合には、吸入性粉じんにはばく露しやすいことから、防護係数の高いエアラインマスク、空気呼吸器等の呼吸用保護具を適切に選択すること（参考資料参照）。その選択に当たっては、個人ばく露測定を行うことも有効であること。
- ⑤ じん肺法第3条に定めるじん肺健康診断を確実に実施すること。

2 粉じん作業に係る業務に従事していた労働者が離職する際には、じん肺健康管理手帳制度の周知を行うこと。

3 高純度結晶性シリカを譲渡・提供する事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、容器・包装へのラベル表示を行い、譲渡・提供先に対して安全データシート（SDS）を提供しなければならないこと。

また、高純度結晶性シリカの譲渡・提供を受け、高純度結晶性シリカを取り扱う作業に労働者を従事させる事業者は、同法第101条に基づき、安全データシート（SDS）を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等の方法により、労働者に周知させなければならないこと。

なお、安全データシート（SDS）には、高純度結晶性シリカの微小粒子を吸入すると通常よりも極めて短期間で重篤なじん肺を引き起こすおそれがあることを記載すること。

(参考)

呼吸用保護具（防じんマスク）の規格

オイルミスト等が混在しない場合	R S 1、R S 2、R S 3 D S 1、D S 2、D S 3 R L 1、R L 2、R L 3 D L 1、D L 2、D L 3
オイルミスト等が混在する場合	R L 1、R L 2、R L 3 D L 1、D L 2、D L 3

防じんマスクの選択、使用等について(平成17年2月7日付け基発第0207006号) (抄)

マスクの種類・性能等を考慮したマスク内の粉じん濃度の期待値

(JIST8150:2006「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」より改編)

マスクの種類	指定防護 係数*	気中濃度が1mg/m ³ の場合 マスク内で期待される濃度
防じんマスク－平面形(取替え式・使い捨て式とも)	3～10	0.1～0.33mg/m ³
防じんマスク－全面形(取替え式・使い捨て式とも)	4～50	0.02～0.25mg/m ³
電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)－平面形	4～50	0.02～0.25mg/m ³
電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)－全面形	4～100	0.01～0.25mg/m ³
送気マスク－デマンド形－全面形	50	0.02mg/m ³
送気マスク－一定流量形－全面形	100	0.01mg/m ³
送気マスク－プレッシャデマンド形－全面形	1000	0.001mg/m ³
空気呼吸器－デマンド形－全面形	50	0.02mg/m ³
空気呼吸器－プレッシャデマンド形－全面形	5000	0.0002mg/m ³

注) 高純度結晶性シリカの純度が100%の場合の管理濃度は、0.025mg/m³

*指定防護係数とは、訓練された着用者が、呼吸用保護具を正しく着用した場合に、少なくとも得られるであろうと期待される防護係数。